

毎週火、金曜日発行（但休日当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 土地の公用廃止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の実施
- 鳥取県改良普及員資格試験の合格者

規 則

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に

関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税うち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の(1)を次のように改める。

- (1) 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下本条において「市町村分割法人」という。）に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三十二
二十一條の十三及び第三十二條の十四の算定
の式を「 $(A+B) \times 0.0567 + C \times 0.0567 \times 1.13255$ 」
の式に改め、次の算定式に改めた。

算式
 $(A+B) \times 0.0567 + C \times 0.0567 \times 1.13255$

算式の符号

A 昭和37年10月1日から昭和38年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和37年10月1日から昭和38年1月31日までの間に事業年度が終了したものにあつては同年3月31日まで、昭和38年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了したものにあつては同年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合において、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

B 昭和38年4月1日から昭和38年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について、昭和38年11月30日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C 昭和29年4月1日から昭和37年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和37年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和37年3月31日（昭和37年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては同年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和37年4月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和37年12月1日から昭和38年3

月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度の昭和37年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の普通交付税について適用する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

第一条中「乙類附属機関」を「附属機関」に改め、

「給与事務所」を削る。

第二条を次のように改める。

（種類等）

第二条 公印の種類、ひな形及び寸法並びに管守者は、別表に定めるところによる。

2 第五条の三の規定により刷込みに用いる公印は、前項に規定する公印の印影を原形としたものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（新調、改刻及び廃止の協議）

第二条の二 管守者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ広報文書課長に協議しなければならない。

第三条第二号中「守衛」を「当直者」に改める。

第五条第一項中「公印を使用するときは、決裁を経たり、議書を管守者又は守衛に呈示し、審査を受けなければならない。」を「公印を使用しようとする者は、決裁

済みの起案書又はこれに代わるべき書類に押印すべき文書を添えて管守者又は当直者に呈示し、審査を受けた後押印するものとする。」に、「時間後公印使用簿」を「公印使用簿」に改める。

第五条の次に次の三条を加える。

第五条の二 公印は、白紙その他不備な文書に押印してはならない。ただし当該押印について、事前に広報文書課長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第五条の三 第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、公印の刷込み使用をすることができ。

- 一 結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）に基づく患者票及び不承認通知書
- 二 鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）に基づく納税通知書及び督促状
- 三 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第二十一号）に基づく納入通知書、督促状及び返納通知書

第五条の四 前二条の規定により、公印を押印し、又は公印の刷込み使用をした文書については、それぞれその受払いを帳簿により明確にしておかなければならない。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、焼印章及び刷込みに用いる印章は、管守者の承認を受け、持出使用することができる。

第八条に次の二項を加える。

2 広報文書課長は、前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を管守者に通知するものとする。

3 管守者は、前項の通知を受けた後でなければ、公印を使用してはならない。

第十条を次のように改める。

（廃棄）

第十条 管守者は、公印を廃止しようとするときは、直ちに登録のまつ消を広報文書課長に請求しなければならない。

2 広報文書課長は、前項の請求を受けたときは、遅滞

別表		公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
一 知事印	第一号	鳥取県知事印	鳥取県知事印	二八ミリメートル平方	広報文書課長	
第二号		鳥取県知事印	鳥取県知事印	二八ミリメートル平方	東京事務所長	

なく、その登録をまつ消し、その旨管守者に通知するものとする。
別表を次のように改める。

00015

7 昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物可認)

四 知事職務代理 者専用印 第一号	第二号	三 知事職務代理 者印 第一号	第二号
鳥取県 知事職務代理者 専用印	鳥取県 知事職務代理者印	鳥取県 知事職務代理者印	鳥取県 知事印
二七ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	長方形 縦 六ミリメートル 横 九ミリメートル
主務課長 機関の長	東京事務所長	広報文書課長	広報文書課長
			免許状類の書きかえ承認用

00014

昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物可認) 6

二 専用知事印 第一号	第五号	第四号	第三号
鳥取県 知事印 専用	鳥取 知事 印	鳥取県 知事印	鳥取県 知事印
二七ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二七ミリメートル平方
主務課長 機関の長	広報文書課長	広報文書課長 機関の長	人事課長
	賞状 表彰状 感謝状 用	木製の証票類に用いる焼印章	辞令用

00017

9 昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物) 認

十 課長印		九 部長印	
第二号	第一号	第二号	第一号
鳥取県 何部 何課長印	鳥取県 課長印	鳥取県 何室 長印	鳥取県 部長印
二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方
主務課長	広報文書課長	広報文書課長	広報文書課長
国費事務課用			

00016

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物) 認 8

八 副出納長印		七 出納長職務代理者印		六 出納長印		五 副知事印	
第一号	第一号	第一号	第一号	第一号	第一号	第一号	第一号
鳥取県 副出納長印	鳥取県出納長職務代理者印	鳥取県 出納長印	鳥取県 出納長印	鳥取県 副知事印	鳥取県 副知事印	鳥取県 副知事印	鳥取県 副知事印
二二ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二五ミリメートル平方	二五ミリメートル平方	二五ミリメートル平方	二五ミリメートル平方
副出納長	副出納長	副出納長	副出納長	広報文書課長	広報文書課長	広報文書課長	広報文書課長

00018

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物可) 10

十一 出先機関の 第一号	第五号	第四号	第三号
鳥取県何 所(機関 名) 長印	鳥取県 何部 何所長印	鳥取県 (部名) 何室長印	鳥取県 何部 何局長印
二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方
機関の長	主務所長	主務室長	主務局長

00019

11 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物可)

十四 分任出納員 第一号	十三 出納員印 第一号	十二 出先機関課 長印 第一号	
鳥取県何所 (機関名) 分 任出納員印	鳥取県何所 (機関名) 出納員印	鳥取県 何所何 課長印	
一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	
分任出納員	出納員	主務課長	

00020

十八 麻薬取締員 第一号	十七 建築主事印 第一号	十六 小作主事印 第一号	十五 企業出納員 印
鳥取県 麻薬取締員 印	鳥取県 建築主事 印	鳥取県 小作主事 印	鳥取県何病院 (機関名) 企業出納員印
一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方
麻薬取締員	建築主事	小作主事	企業出納員

00021

二十 専用印 第一号	二十 専用印 第二号	十九 県印 第一号	十九 県印 第二号
鳥取県	鳥取県 何専用	鳥取県 印	鳥取県 印
だ円形 縦二一ミリメートル 横一五ミリメートル	二一ミリメートル平方	三〇ミリメートル平方	四五ミリメートル平方
主務課長 機関の長	主務課長 機関の長	広報文書課長	広報文書課長
小型証明書類又は各種証明書等の書 きかえ承認用			

二十一 機関の印	何 関 印
第一号	鳥 取 県 (機 関 所 名)
三〇ミリメートル平方	
機関の長	

第一号機式中「華國參事官印」を「公印」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に使用していた公印は、総務部長の承認を受けた場合に限り、昭和四十年三月三十一日まで使用することができる。

鳥取県訓令第四号

鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県文書編さん保存規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書編さん保存規程（昭和二十六年十月鳥取県

訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

第一条を次のように改める。

（この訓令の趣旨）

第一条 知事の事務部局における文書の編さん及び保存については、別に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

第六条を次のように改める。

（保存の主管）

第六条 文書の保存事務は、広報文書課長が総括するものとする。

第七条第一項中「（以下「倉庫」という。）」を「主務課長の所管に係る文書保存倉庫を除く。以下「倉庫」という。」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前条第二項から第四項までの規定は、主務

課長の所管に係る倉庫についてこれを準用する。

第十一条を次のように改める。

（文書の保管）

第十一条 文書は、完結した日の属する年の翌年の初日から起算して一年間、主務課で保管するものとする。但し、会計年度によるものは、完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

2 前項の保管文書で、常時使用する等特別の事由により引き続き主務課において、保管しようとするときは、広報文書課長の承認を受けて保管するものとする。

第十二条中「一年間保管し、翌年三月三十一日までに、会計年度によるものは翌年六月三十日まで」を削り、同条に次のただし書を加える。

但し、主務課長が、主務課において保存することを

適当と認めた文書で総務部長の承認を受けたものは、

この限りでない。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 前条の規定は、第十二条但し書の規定に

より主務課において保存する文書についてこれを準用する。

第十七条の見出しを「（閲覧）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 広報文書課長は、前項の申込みを受け、文書を倉庫の外に持ち出し、閲覧使用させるときは、第七号様式による簿冊閲覧簿に記入のうえ貸し出すものとする。

第二十三条中「甲類附属機関」を削り、「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改め、「知事、」を削る。

第二十四条の見出し中「甲類附属機関」を削り、「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改め、同条中「甲類附属機関の長」を削り、「社会保険出張所長」を「社会保険事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第百九十号

次の土地は、昭和三十九年三月十九日から公用を廃止した。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市田島字上手外
二、五七四番七地先 道路敷 八坪一合四勺
二、五七四番八地先

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

一 日時 昭和三十九年三月二十七日 午後一時

二 場所 鳥取市

三 議題 1 教職員人事について
2 その他

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和39年3月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和39年4月28日（火曜日）午前10時20分から午後3時30分まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規、ただし、厚生大臣が指定した毒物又は劇物のみを受験する者（以下「限定受験者」という。）については、特定毒物

00024

並びに農業上必要な毒物及び劇物に関するものを除く。

1 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。ただし、農業上必要な毒物又は劇物のみを受験する者（以下「農業用受験者」という。）については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおりとする。

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおりとする。

3 受験手續

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）第2条に規定する受験申請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和39年4月16日までに、所轄保健

所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真2葉（申請前6月以内に、脱帽で上半身を撮影した名刺形で台紙にはりつけていないもの）

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

別記 (1)

1 黄りん、硫化リン及びこれらのいずれかを含有する製剤

2 クラール及びこれら含有する製剤

3 ソアン化合物及びこれら含有する製剤、但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロザン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

4 水銀化合物及びこれら含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤 ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 6 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 7 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスファイト及びこれを含有する製剤
- 9 ヘキサエチルテトラホスファイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスファイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスファイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスファイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾチオウレタ、その塩類及びこれを含有する製剤

- びこれらのいずれかを含有する製剤
- 14 2-クロル-4-メチル-6-ジメチルアミノピリジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 15 オクタメチルピロホスホラミド及びこれを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスファイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニル及びこれを含有する製剤。2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニル2%以下を含有するものを除く。
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 21 ヘキサクロエボキシオクタヒドロエントジメタナフタリジン及びこれを含有する製剤

- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾキサチエピソキサライド及びこれを含有する製剤
- 23 アルカノールアソモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアソモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 24 オクタクロルテトラヒドロメタナフクラク及びこれを含有する製剤
- 25 ジメチル-(ジエチルアミド)-1-クロルクロトニル)-ホスファイト及びこれを含有する製剤
- 26 亜鉛塩類、ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 27 フェンニヤ水、ただし、フェンニヤ10%以下を含有するものを除く。
- 28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
- 29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

- 30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素3%以下を含有するものを除く。
- 31 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
- 32 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 34 砒弗化水素類野類5銅塩類。但し、雷銅を除く。
- 36 ニコチンとして10%以下を含有する製剤
- 37 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 38 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 39 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
- 40 ロテノン及びロテノン含有する生薬(デリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
- 41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。

- 42 ノロムナチル
- 43 2-4ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-4-ジニトロ-6シクロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を除く。
- 44 ベンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェノールとして5%以下を含有するものを除く。
- 45 2-イソプロピル-4-メチルピリミジン-6-ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 46 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として15%以下を含有するものを除く。
- 47 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 48 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジ

- メタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 49 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色されているものを除く。
- 50 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色されているものを除く。
- 51 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスを用以て著しく着色されているものを除く。
- 52 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン50%以下を含有するものを除く。
- 53 1・4・5・7-ペンタクロロ-3a・4・7・7a-テ

- トラヒプロ-4・7- (8・8-ジクロロメタノ)-イソデニ及びこれを含有する製剤。ただし、1・4・5・6・7-ペンタクロロ-3a・4・7・7a-テトラヒプロ-4・7- (8・8-ジクロロメタノ)-イソデニ20%以下を含有するものを除く。
- 54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量300立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル50%以下を含有するものを除く。
- 55 硅弗化水素及びこれを含有する製剤
- 56 ジメチル2・2-ジクロロピニルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 57 トリエタノールアソモエカム2・4-ジニトロ-6- (1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤
- 58 ジメチル2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエ

- チルホスホイト10%以下を含有するものを除く。
- 59 ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 60 ジエチル-2・5-ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 61 六塩化ベンゼン
- 62 ジフロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 63 ジクロルアチン及びこれを含有する製剤
- 64 テトラエチルメチレンビスチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 65 2・4ジニトロ-6- (1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有する製剤
- 66 エヌ-メチル-1-ナフチルカルバトート及びこれを含有する製剤。ただし、エヌ-メチル-1-ナフチルカルバトート3%以下を含有するものを除く。
- 67 ベーター (2- (3・5-ジメチル-2-オキシシクロヘキシル)-2-ヒドロキシエチル)-グルタルイミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベーター (2-

00030

- (3・5—ジメチル—2—オキシシクロヘキシル)—2—ヒドロキシエチル)—グルタルイミド 0.2%以下を含有するものを除く。
- 68 トリナチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリナチル錫化合物2%以下を含有するものを除く。
- 69 テクロレイン
- 70 2・3—ジ—(ジエチルジチオホスホロ)—パラジオキサン及びこれを含有する製剤
- 71 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸化尿素17%以下を含有するものを除く。
- 72 チオソシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する製剤
- 73 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフエト及びこれを含有する製剤
- 74 ジメチル—4—メチルメルカプト—3—メチルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 75 エチルエヌ—(ジエチル、ジチオホスホリ—ルテ

- チル) エヌメチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 76 ジメチル—(エヌ—メチルカルバミルメチル)—ジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 77 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 78 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、トリフェニル錫2%以下を含有するものを除く。
- 79 テラスタサイジンSその塩類、及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 80 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 81 ジメチル—(2・4—ジクロルフェニル)—チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 82 トリプロピル錫化合物及びこれを含有する製剤
- 83 ジメチル—ジチオホスホリ—フェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤

00031

- 別記 (2)
- 1 テンモニエチ水
- 2 塩基性酢酸銅
- 3 塩酸及びその含有物
- 4 過酸化水素を含有する製剤
- 5 苛性カリ及びこれを含有する製剤
- 6 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤
- 7 クロム酸塩類、重クロム酸塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 クロロホルム
- 9 硅弗化ナトリウム
- 10 酸化水銀及びこれを含有する製剤
- 11 酸化鉛
- 12 四塩化炭素及びこれを含有する製剤
- 13 砒酸及びこれを含有する製剤
- 14 硝酸及びその含有物
- 15 ホルムアルデヒド含有物
- 16 メタノール

17 硫酸及びその含有物

昭和39年2月29日から3月2日までの3日間に実施した鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年3月27日

鳥取県知事 石 破 二期

- 1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験合格者
- 受験番号 氏 名 受験番号 氏 名
- 1 常松 定信 11 富田 守
- 2 原田 信之 13 宇山 好治
- 4 酒井 永 14 田中 正邦
- 5 酒井 竜之 16 有松 幸登
- 6 森島 正幸 17 山田 健朗
- 7 中村 巖
- 2 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月

鳥取県条例第59条)第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験合格者		受験番号	氏名	前住代子名
1	穂田 紘一	9	奥村 教夫	1
2	大平 安雄	10	長谷 正之	2
3	中島 彰	11	須崎 宏	3
4	小谷 長司	12	山田 一一郎	
5	鷺原 澄男	13	山根嘉兵衛	
6	山田 裕治	14	山根 善男	
7	河本 幹雄	17	畑中 保近	
鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59条)第3条第1項第1号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験合格者				
1	中本 永子			

昭和四十四年四月十五日 鳥取県公報

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町(印刷係)

発行日 金 発行所 鳥取県鳥取市栗谷町(印刷係)